

「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故」に関する消費者安全調査委員会からの意見に対する取組みについての報告等

令和3年9月
国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課

意見3：踏切道からの路外逸脱に関するリスク低減策の検討

ハンドル形電動車椅子が脱輪した場合でも自走で踏切道へ復帰できるような踏切道側部の構造等の検討について、現状の報告及び今後の予定を説明してください。

【回答】

ハンドル形電動車椅子を使用中の踏切事故を防止するため、脱輪した場合でも自走で踏切道への復帰を可能とする対策については、スロープ設置等の対策が鉄道事業者において既に一定数行われております。

一方で、ハンドル形電動車椅子が脱輪した場合でも自走で踏切道へ復帰を可能とするスロープ設置等の判断については、踏切道近傍に列車の進路を変更する分岐器が設置されている場合や水路がある場合等、物理的に設置が困難な状況があることから、現場の状況を踏まえながら検討する必要があります。

また、脱輪の予防措置にもなり得る踏切端部のブロックやポールの設置については、全国約11,000箇所の踏切道で既に設置されており、このような対策を鉄道事業者に改めて共有することで脱輪防止対策を促進するとともに、障害物検知装置や非常押しボタン等を設置することで、踏切事故防止対策を推進してまいります。